

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱の一部を改正する告示【建築都市局総務部都市景観課】 2
- 徴収事務の委託【八幡東区役所まちづくり整備課】 3

◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 4
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 5
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局観光部門司港レトロ課】 6

◇ 上下水道局

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局水道部浄水課】 9

北九州市告示第357号

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月26日

北九州市長 武内和久

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱（平成9年北九州市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の1号を加える。

（4）市税を滞納している者

第6条に次の1項を加える。

2 前項の修理又は修景に要する経費が、修理又は修景を委託し、又は請け負わせた事業者を支払う経費であるときは、当該事業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（1）法人登記簿上の本社又は本店が市内にあること。

（2）主たる事業所が市内にあること。

（3）市内にある支店、営業所等の長等に契約に関する権限を委任していること。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（北九州市補助金等交付規則との関係）

第13条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に定めるところによる。

付 則

この告示は、令和5年9月26日から施行する。

北九州市告示第 358 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、桃園公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 9 月 26 日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ス ピナ	北九州市八幡東区 平野二丁目 11 番 1 号	令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第649号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、次のとおり
公告する。

令和5年9月26日

北九州市長 武内和久

（掲示により別紙省略）

北九州市公告第 6 5 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区藤ノ木二丁目 1 9 2 6 番 1、1 9 2 6 番 2 2 から 1 9 2 6 番 2 9 まで及び 1 9 2 6 番 3 2	北九州市若松区浜町一丁目 4 番 7 号 株式会社都市空間 代表取締役 足立浩啓

北九州市公告第651号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月26日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和5年度 重要文化財（建造物）旧門司三井倶楽部本館ほか2棟保存活用計画策定に向けた防災計画策定業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月15日まで
- (4) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 郵送による入札を認める。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和元年度以降において、次に掲げる同種業務又は類似業務を元請として完了した実績を1件以上有すること。（ただし、再委託による業務

の実績は含まない。)

ア 同種業務 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条の2に規定する重要文化財保存活用計画の策定業務

イ 類似業務 文化財保護法第129条の2に規定する史跡名勝天然記念物保存活用計画などの文化財保存活用計画の策定業務（ただし、アの業務を除く。）

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市門司区東港町6番72号
門司港レトロ観光物産館2階

北九州市産業経済局観光部門司港レトロ課

イ 期間 この公告の日から令和5年10月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市産業経済局観光部門司港レトロ課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式に第2項第4号に規定する実績を確認することができる資料（実績を明記し、当該実績の履行を確認することができる書面又は契約書の写し）を添えて持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込みを提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合 第1号イの期間と同じ

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和5年10月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和5年10月5日午後5時までに必着のこと。なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市門司区東港町6番72号
門司港レトロ観光物産館2階

イ 日時 令和5年10月10日午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局観光部門司港レトロ課

〒801-0853 北九州市門司区東港町6番72号

門司港レトロ観光物産館2階

電話 093-322-1188

北九州市上下水道局公告第142号

一般競争入札により、物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月26日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

液化炭酸ガス 17万2,800キログラム

(2) 購入物品の仕様 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所 北九州市上下水道局長の指示する場所

(5) 入札方法

ア 1キログラム当たりの単価に予定数量を乗じた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の1キログラム当たりの価格による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条にお

いて準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 期間 この公告の日から令和5年11月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月8日の午前9時から午前11時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 一般競争入札参加申請書の提出

ア 郵送による場合の一般競争入札参加申請書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年10月16日午後4時30分までに必着のこと。

イ 持参による場合の一般競争入札参加申請書の提出期限 第1号アの場所に令和5年10月16日午後4時30分までに提出のこと。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和5年11月8日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又

は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155